



台湾での著作権侵害訴訟における勝訴判決のお知らせ

臺灣光榮特庫摩股份有限公司（董事長：小林英聖、以下「当社」）は、台湾の真好玩娛樂科技股份有限公司（以下「9Splay」）による著作権侵害行為に対して、損害賠償請求訴訟を提起しておりましたところ、今般、当方の主張が認められ、9Splay に 440 万台湾ドル（約 1580 万円）の支払いを命じる一審判決を得られましたのでお知らせいたします。

1. 事件の概要

原告： 臺灣光榮特庫摩股份有限公司
被告： 真好玩娛樂科技股份有限公司 及び代表者 周玄昆
裁判所： 台湾 智慧財産法院
提訴日： 2015 年 10 月 28 日
判決日： 2018 年 8 月 21 日

2. 訴訟の概要

株式会社コーエーテクモゲームスが著作権を保有し、またそれを当社に許諾しているゲームソフトウェア『三國志 11』、『三國志 12』及び『真・三國無双 6』のグラフィックを、9Splay が、その運営するオンラインゲーム『三國志一統天下』（その後『一統天下』に改名）の一部において無断で複製及び改変の上配信しておりました。

そのため、9Splay に対して、2015 年 10 月 28 日付にて、著作権等の侵害を理由として配信の差止ならびに損害賠償の支払いを求める民事訴訟を智慧財産法院に提訴したものです。

3. 判決の要旨

- (1) 被告（真好玩娛樂科技股份有限公司と代表者周玄昆）は連帯して、440 万台湾ドル及び 2016 年 6 月 21 日から支払済みまで年 5 分の割合による利息を、原告に対し支払え
- (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する
- (3) 訴訟費用は、その 24%を被告の負担とし、その余を原告の負担とする

上記の判決は、当社の著作権侵害の主張が支持された結果と判断しております。

当社グループでは、今後も、国内・海外を問わず、著作権等の知的財産権の侵害行為に対して引き続き厳格に対応すると同時に、多くのユーザーの皆様にご満足いただけるゲームを開発及び提供できるように努力してまいります。

以上

この記事作成に関するお問い合わせ先
株式会社コーエーテクモホールディングス 管理本部
TEL : 045-562-8111
会社情報ホームページ <https://www.koeitecno.co.jp/>